

第2号様式（その1）（第2条第1項第1号・第5条第1号）

景観形成基準対応書（景観形成重点地区以外）

1 届出対象の行為ごとの景観形成基準

(1) 建築物

景観形成基準		チェック欄	「はい」ではない理由
位置・配置	港町や寺町、木更津台地の住宅地、小櫃川低地の農村、谷津田等、その地域をかたちづくる景観的特徴を損なうことのないよう、敷地内における建築物の配置に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、眺望を阻害しない位置・配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	市街地においては、周辺建築物の壁面位置の連続性の確保に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲に圧迫感を与えない配置に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
高さ・規模	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、眺望を阻害しない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	市街地においては、周辺建築物の高さの連続性の確保に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
形態及び意匠	周囲の建築物の形態・意匠やまちなみ全体の雰囲気と調和をはかり、まち全体の統一感を持たせるよう配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	斜面樹林や稜線、田園や谷津田、小櫃川等の河川空間等、当該地域の特徴的な景観を背景とする場合には、その連続性や空間を著しく損ねることのないよう、形態及び意匠を工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	壁面については、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	勾配屋根など、屋根の形状が整っているまちなみにおいては、屋根の形状について周辺との調和を図ること	☐ はい ☐ 該当なし	
	ひとつの敷地に複数の建築物等を建築する場合には、敷地内及び周辺の景観が調和するよう、施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まともに配慮した形態及び意匠とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	建築物本体に付帯するもの（屋外階段やベランダ等）は、本体との調和が図られるよう、意匠等を工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	屋上や壁面などに付帯する設備等（配管や室外機等）については、目立たないように、色彩や設置箇所、遮蔽等の工夫をすること	☐ はい ☐ 該当なし	
色 彩	壁面、屋根の色は落ち着いた色合いを用いる。基本的には彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周辺の建築物や、背景となる景観と調和する色彩を使用すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	建築物等に付帯する設備類については、本体との調和を図った色合いを用いること	☐ はい ☐ 該当なし	
	色彩の数値基準に適合すること	☐ はい ☐ 該当なし	

材 料 ・ 素 材	光沢のある材料や反射する素材を大部分に使用することは避けること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲の景観と調和した素材を使用するように心がけること	☐ はい ☐ 該当なし	
	古くからのまちなみが残る寺町や港町、農村集落等においては、各地域の特徴にあわせて、木材・石材等の自然素材を活用する等、特徴ある良好な景観の創出に努める	☐ はい ☐ 該当なし	
外 構 ・ 緑 化	敷地境界部分に柵や塀等を設ける場合には、周囲の景観に配慮し、まちなみの連続性を確保するとともに、生垣を用いる等、落ち着いた印象となるよう配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	接道部については、生垣の採用や樹木・草花を植えることで、建築物の圧迫感を和らげ、潤いのあるまちなみの形成に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
	植栽にあたっては既存の樹木を活用するよう努めるとともに、地域の植生を踏まえ、四季の変化が楽しめるよう、植栽の工夫を行うこと	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲の屋敷林や斜面樹林等とのつながりを意識し、植栽を行うこと	☐ はい ☐ 該当なし	
そ の 他	駐車場については、配置の工夫や周囲に植栽を施すなどして、周辺から見えにくくし、目立たないように配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	

(2) 工作物

景観形成基準		チェック欄	「はい」ではない理由
位 置 ・ 配 置	港町や寺町、木更津台地の住宅地、小櫃川低地の農村、谷津田等、その地域をかたちづくる景観的特徴を損なうことのないよう、工作物の位置・配置に配慮すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、眺望を阻害しない位置・配置とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置に努めること	☐ はい ☐ 該当なし	
高 さ ・ 規 模	木更津港や小櫃川等の水辺、斜面樹林地、田園地帯の緑、まちなみ等とのつながりを意識し、眺望を阻害しない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること	☐ はい ☐ 該当なし	
形 態 及 び 意 匠	周囲の建築物の形態・意匠やまちなみ全体の雰囲気と調和をはかり、まち全体の統一感を持たせるよう配慮すること。	☐ はい ☐ 該当なし	
	斜面樹林や稜線、田園や谷津田、小櫃川等の河川空間等、当該地域の特徴的な景観を背景とする場合には、その連続性や空間を著しく損ねることのないよう、形態及び意匠を工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	工作物に付帯する設備等（配管や地上機器等）については、目立たないように、色彩や設置箇所、遮蔽等の工夫をすること	☐ はい ☐ 該当なし	
	擁壁については、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫すること	☐ はい ☐ 該当なし	
色 彩	落ち着いた色合いを用いる。基本的には彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること	☐ はい ☐ 該当なし	
	周囲の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用すること	☐ はい ☐ 該当なし	
	付帯する設備類については、本体との調和を図った色合いを用いること	☐ はい ☐ 該当なし	

